

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程

平成28年4月1日

改正 平成28年12月6日

改正 平成29年3月16日

改正 平成29年4月11日

改正 平成30年3月31日

改正 平成30年4月10日

改正 令和2年3月10日

改正 令和4年3月8日

改正 令和4年10月11日

改正 令和5年3月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条（給与等）の規定により正規職員、任期付職員及び再雇用職員のうち月報者に支給する給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給料に手当を加えたものを給与という。(以下同じ。)

2 給料は、月額とし、別表第1から別表第6に定める。ただし、他の法令との整合性により必要と認められる場合は、別表第1から別表第6に定める給料月額に特別加算額を加えて支給することができる。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、診療業務手当、宿日直手当、待機手当、看護業務特別手当、処遇改善特別手当、期末手当、勤勉手当、業務手当とする。

(給与の支給日等)

第3条 給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）は、毎月21日に支給する。

2 期末手当、勤勉手当、業務手当は、6月及び12月に支給する。

3 前2項に規定する支給日が、就業規則第15条第1項に規定する所定休日に当た

るときは、その日の前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

- 4 給与は、その全額を、直接正規職員、任期付職員及び再雇用職員本人に現金で支給する。ただし、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員の申し出及び職員代表との書面による協定により口座振込の方法により支給することができる。

(非常時の支給)

- 第4条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、正規職員、任期付職員及び再雇用職員又は正規職員、任期付職員及び再雇用職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀等、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため、請求したときは、請求の日までの給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。)を日割支給することができる。

(給料の支給)

- 第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 新たに正規職員、任期付職員及び再雇用職員となった者には、その日から給料を支給する。
- 3 昇給、降給等により給料額に異動を生じた正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合であって、月の途中から又は月の途中まで支給するときは、その月の所定勤務日数に対するその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の所定勤務日数の割合に応じて日割支給する。

(短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員についての給料)

- 第6条 就業規則第12条第3項の規定により特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給料月額は、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の受ける号給に応じた額に、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の許可後の1週間の所定勤務時間を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間(38時間45分)で除して得た額とする。

(再雇用職員の給料月額等)

第7条 就業規則第2条第1項第3号に規定する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その再雇用職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 第9条（初任給、昇格、昇給等）、第11条（扶養手当）及び第12条（住居手当）の規定は、再雇用職員には、適用しない。

(職務の分類等)

第8条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づいて別表第1から別表第6の給料表に掲げる職務の級に分類するものとする。

2 前項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に掲げるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける正規職員及び任期付職員となった者の号給は、別表第8に掲げるところにより決定する。

2 前項に規定する正規職員及び任期付職員の号給を決定する場合において、他の正規職員及び任期付職員との均衡上必要があると認めるときは、その正規職員及び任期付職員の号給を調整することがある。

3 正規職員及び任期付職員の昇給は、4月1日に前年度における人事評価及び勤務実績に応じて行うものとする。

4 正規職員及び任期付職員を昇格させた場合は、前項の昇給に加えて特別の昇給を行うことがある。

5 正規職員及び任期付職員を降格させた場合における号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、別表第9職の欄に掲げる職にある正規職員、任期付職員及び再雇用職員に支給し、その額は、その職の属する職務の級に応じ、それぞれ対応する同表管理職手当の額の欄に掲げる額（特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、その額に特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の許可後の1週間の所定勤務時

間を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（38時間45分）で除して得た額）とする。

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

3 第1項の規定により管理職手当が支給される正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある正規職員及び任期付職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその正規職員及び任期付職員の扶養を受けている者をいう。

（1）配偶者（届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満60歳以上の父母及び祖父母

（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

（1）他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

（2）給与所得、不動産所得、事業所得等の合計額が年額130万円を超える者

（3）終身労務に服することができない程度でない重度心身障害者

4 正規職員及び任期付職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その正規職員及び任期付職員が主たる扶養者である場合に限り、扶養親族として認定することができる。

5 扶養手当の月額は、第2項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（正規職員及び任期付職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

6 扶養親族である子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる

場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にあるその扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

7 新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合又は正規職員及び任期付職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その正規職員及び任期付職員は、直ちにその旨（新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合又は正規職員及び任期付職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その正規職員及び任期付職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を法人に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族である子、父母等がある正規職員及び任期付職員が配偶者のない正規職員及び任期付職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族である子、父母等がある正規職員及び任期付職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

8 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、扶養親族の認定を行う。この場合において、必要と認めるときは、扶養の事実を証明する書類の提出を求めることができる。

9 扶養手当の支給は、新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合においては、新たに正規職員及び任期付職員となった日、扶養親族がない正規職員及び任期付職員に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員が離職し、又は死亡した場合においては、その正規職員及び任期付職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から1

5日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

- 10 扶養手当は、これを受けている正規職員及び任期付職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は正規職員及び任期付職員の扶養親族である子で同項の届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、これらの事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある正規職員及び任期付職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある正規職員及び任期付職員が配偶者のない正規職員及び任期付職員となった場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第12条 住居手当は、自ら（配偶者を含む。）居住するため住居を借り受け、賃借料（共益費、水道光熱費を除く。以下同じ。）を支払っている正規職員及び任期付職員に支給する。ただし、配偶者が他から住居手当に相当する手当を支給されている場合は、支給しない。

- 2 前項の賃借料には、月額1万2,000円以下のものは含まない。
- 3 第1項の正規職員及び任期付職員には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員宿舍管理規程第3条第3項の規定により原則として宿舍へ入居する職員は含まない。
- 4 住居手当の月額、次の各号に掲げる正規職員及び任期付職員の区分に応じて、各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 月額2万3,000円以下の賃借料を支払っている正規職員及び任期付職員
賃借料の月額から1万2,000円を控除した額
 - (2) 月額2万3,000円を超える賃借料を支払っている正規職員及び任期付職員
賃借料の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額
- 5 新たに第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備するに至った者は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住居の所有関係等を速やかに法人に届け出なければならない。住居手当を受けている正規職員及び任期付職員の居住する住居、賃借料の額、住居の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。
- 6 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、その正規職員及び任期付職員が第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備しているときは、その正規職員及び任期付職員に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 7 住居手当の支給は、正規職員及び任期付職員が新たに第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備するに至った日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、正規職員及び任期付職員が同条に規定する要件を欠くに至った日が属する月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。
- 8 住居手当を受けている正規職員及び任期付職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- (通勤手当)
- 第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。
- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用

し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。）

(2) 通勤のため、自動車その他の用具を使用することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等の使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの、交通機関等を利用することにより通勤距離及び通勤時間が半分以下にならないものを除く。）

2 前項に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員の区分に応じて各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 第6項から第9項までの規定により算出したその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 次の表に掲げる額（1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、その額に100分の50を乗じた額）

通 勤 距 離	手 当 の 額
2 k m以上 5 k m未満	2,000円
5 k m以上 10 k m未満	4,200円
10 k m以上 15 k m未満	7,100円

15 k m 以上 20 k m 未満	10,000円
20 k m 以上 25 k m 未満	12,900円
25 k m 以上 30 k m 未満	15,800円
30 k m 以上 35 k m 未満	18,700円
35 k m 以上 40 k m 未満	21,600円
40 k m 以上 45 k m 未満	24,400円
45 k m 以上 50 k m 未満	26,200円
50 k m 以上 55 k m 未満	28,000円
55 k m 以上 60 k m 未満	29,800円
60 k m 以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（自動車等を使用する部分の距離が2キロメートルに満たない正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、運賃等相当額）
- 3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、新たに第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。
- 4 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員が第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するときは、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。
- 5 第2項第1号に掲げる運賃等相当額の算出は、運賃、時間及び距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
- 6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた所定勤務時間が深夜に及ぶためにこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。
- (1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用す

る区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員で1か月当たりの平均通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

(2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

(3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額）

8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。

9 通勤手当の支給は、正規職員、任期付職員及び再雇用職員が新たに第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職し、又は死亡した場合には、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている正規職員、任期付職員及び再雇用職員が同条の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

10 通勤手当を受けている正規職員、任期付職員及び再雇用職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月

の初日であるときは、その日が属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 11 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合（正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、その月の通勤手当は支給しない。

（特殊勤務手当）

第14条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける正規職員、任期付職員及び再雇用職員の範囲及び手当の額は、別表第10のとおりとする。

- 3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当は支給しない。

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第12条に規定する所定勤務時間外に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間外にした次の各号に掲げる区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（1） 所定勤務時間が割り振られた日における勤務については、100分の125

（2） 就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日の勤務については、100分の135

- 3 特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、勤務が割り振られた日において、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の所定勤務時間外に勤務した場合は、所定勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定勤務時間との合計

が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の額は、同項に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、あらかじめ就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（(38時間45分)以下「振り替え前の1週間の所定勤務時間」という。）を超えて勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、時間外勤務手当は支給しない。
- 6 出張中の正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、その期間中所定勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当は支給しない。ただし、目的地において所定勤務時間を超えて勤務すべきことを所属長があらかじめ命令した場合であつて、その勤務したことについて証明できるものについては、時間外勤務手当を支給することができる。
- 7 所定勤務時間外に、又は振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて、勤務することを命令され、所定勤務時間外にした勤務の時間と振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、各号に掲げる割合を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

- (2) 振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務 100分の50(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75)

(休日勤務手当)

第16条 休日勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、所属長の命令に基づいて所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額とする。

(診療業務手当)

第18条 診療業務手当は、定額の時間外勤務手当として、第15条（時間外勤務手当）に相当する時間外勤務（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に加算する割合分を除く。）が一定時間行われるものとみなし、あらかじめ一定の額を定めて月額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に加算する割合分を除く。）で支給する。ただし、実際に時間外勤務が行われなかった場合や、第15条（時間外勤務手当）の規定に基づいて計算された、実際の時間外勤務時間による手当の額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。）が、診療業務手当の額に満たない場合でも、これを支給する。

2 第15条（時間外勤務手当）の規定に基づいて計算された、実際の時間外勤務時間による手当の額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。）が、診療業務手当の額を超えた場合は、その差額を時間外勤務手当として支給する。

3 診療業務手当に相当する時間外勤務時間数及び手当の額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。）は、個別に定め通知する。

（宿日直手当）

第19条 宿日直手当は、所属長の命令に基づいて宿日直勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直又は日直1回につき別表第11に掲げる額を支給する。

3 宿日直勤務は、前3条（時間外勤務、休日勤務、夜間勤務）に含まれないものとする。

（待機手当）

第20条 待機手当は、所属長の命令に基づいて待機した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 待機手当の額は、医師及び歯科医師たる正規職員、任期付職員及び再雇用職員は1回につき4,000円とし、その他の正規職員、任期付職員及び再雇用職員については、1回につき1,000円（24時間待機した場合は、2,000円）とする。

（看護業務特別手当）

第21条 看護業務特別手当は、看護師、准看護師、保健師、助産師（以下「看護職員」という。）の処遇改善などのため法人が必要と認めた場合に支給する。

2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない（年次有給休暇、業務上又は通勤上の傷病により勤務しない場合を除く。）看護職員には、その月の看護業務特別手当は支給しない。

3 看護業務特別手当は、月額で支給する。

4 その他、看護業務特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（処遇改善特別手当）

第21条の2 処遇改善特別手当は、看護師、准看護師、保健師、助産師、その他法人が必要と認めた職種（以下「看護職員等」という。）の処遇改善などのために、第22条（期末手当）及び第23条（勤勉手当及び業務手当）に準じて支給することができる。

2 その他、処遇改善特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して、その在職期間に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 期末手当の算定対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）前年12月1日から5月31日まで

（2）6月1日から11月30日まで

（勤勉手当及び業務手当）

第23条 勤勉手当及び業務手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して、その勤務成績に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 前条第2項（算定対象期間）の規定は、勤勉手当及び業務手当の算定対象期間について準用する。

（休暇、休職、休業等の給与）

第24条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与を支給する。

（1）就業規則第20条に規定する年次有給休暇

（2）就業規則第21条第2項第1号に規定する業務上又は通勤上の傷病による病気休暇

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しな

いは、通常勤務した場合と同額の給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の管理職手当、通勤手当及び毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当は支給しない。

- (1) 就業規則第21条第2項第2号及び第3号に規定する病気休暇
- (2) 就業規則第22条に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第34条に規定する就業禁止

3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が就業規則第7条第1項第1号に掲げる業務上の傷病以外の傷病による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が就業規則第7条第1項第2号に掲げる特別の事情があり休職させることが適当な場合による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、特に許可があった場合を除き、給与を支給しない。

- (1) 就業規則第11条に規定する遅刻、早退、欠勤及び私用外出
- (2) 就業規則第23条に規定する育児休業、部分休業、介護休業及び自己啓発休業

(給与の減額)

第25条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に15分未満の端数を生じたときは切り捨てる。

3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の全部を勤務しないときは、その勤務しない1日につき、その月の所定勤務日数に対する割合に応じて1日当たりの給与額を減額する。

(時間外勤務手当等及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第26条 時間外勤務手当等（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当をいう。）及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当、看護業務特別手当の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（38時間45分）に52を乗じたもので除した額とする。

（端数の計算）

第27条 給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（給与からの控除等）

第28条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員に給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）を支給する際、法令によるもののほか職員代表との書面による協定により次の各号に掲げるものをその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与から控除することができる。

- （1） 職員互助会の掛金
- （2） 千葉県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金、貸付金の返済金及び物資購入代金
- （3） 財産形成貯蓄の積立金
- （4） 団体扱契約を締結した保険会社に係る保険料
- （5） 職員駐車場及び宿舎の利用料
- （6） 院内保育園の利用料
- （7） 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院貸付金貸付規程に基づく貸付金
- （8） 医師及び歯科医師の医局費

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員に給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）が支給されないことにより、前項に規定するものを給与から控除することができない場合は、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員から直接現金で預かるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日改正）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程

附 則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月11日改正）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月10日改正）

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月8日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行し、改正後の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程第21条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年10月11日改正）

この規程は、改正の日から施行し、改正後の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程第21条及び第21条の2の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月14日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	606,000
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	610,100
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	614,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	618,200
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	622,200
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	627,300
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	632,300
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	637,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	642,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	647,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	652,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	657,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	662,600
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	667,900
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	673,100
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	678,300
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	683,500
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	689,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	694,700
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	700,300
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	705,800
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	710,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	715,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	720,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	725,300
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	730,200
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	735,100
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	740,000
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	744,800
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	749,400
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	753,900
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	758,400
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	762,900
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	767,200
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	771,500
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	775,700
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	779,900
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	783,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	787,400
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	791,100
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	794,800

	42	373,500	438,000	491,900	549,600	797,800
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	800,800
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	803,800
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	806,700
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	809,700
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	812,700
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	815,700
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	818,600
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	821,600
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	824,600
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	827,600
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	830,600
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	833,600
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	836,600
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	839,500
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	842,400
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	845,400
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	848,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	851,400
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	854,300
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	857,300
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	860,300
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	863,300
再雇用職員 以外の職員	65	393,300	469,000	520,500	571,600	866,200
	66		469,700	521,400	572,500	869,200
	67		470,400	522,100	573,400	872,200
	68		471,000	523,000	574,300	875,100
	69		471,300	523,900	575,200	878,000
	70		472,000	524,700	576,100	880,900
	71		472,700	525,600	577,000	883,800
	72		473,400	526,500	577,900	886,700
	73		473,800	527,300	578,800	889,600
	74		474,400	528,200	579,700	892,600
	75		475,100	529,100	580,600	895,600
	76		475,800	529,800	581,500	898,600
	77		476,200	530,600	582,400	901,500
	78		476,800	531,500	583,300	904,400
	79		477,400	532,400	584,200	907,300
	80		477,900	533,300	585,100	910,200
	81		478,500	534,100	586,000	913,100
	82		479,000	535,000	586,900	916,100
	83		479,500	535,900	587,800	919,000
	84		480,000	536,800	588,700	921,900
	85		480,400	537,600	589,600	924,800
	86		481,000	538,500	590,500	
	87		481,400	539,400	591,400	

	88		481,900	540,300	592,300	
	89		482,400	541,100	593,200	
	90		483,000		594,100	
	91		483,600		595,000	
	92		484,000		595,900	
	93		484,500		596,800	
	94		485,100		597,700	
	95		485,700		598,600	
	96		486,300		599,500	
	97		486,800		600,400	
	98				601,300	
	99				602,200	
	100				603,100	
	101				604,000	
	102				604,900	
	103				605,800	
	104				606,700	
	105				607,600	
	106				608,500	
	107				609,400	
	108				610,300	
	109				611,200	
	110				612,100	
	111				613,000	
	112				613,900	
	113				614,800	
	114				615,700	
	115				616,600	
	116				617,500	
	117				618,400	
	118				619,300	
	119				620,200	
	120				621,100	
	121				622,000	
	122				622,900	
	123				623,800	
	124				624,700	
	125				625,600	
	126				626,500	
	127				627,400	
	128				628,300	
	129				629,200	
	130				630,100	
再雇用職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第2（第2条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	

	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	444,600
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	445,400
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	446,200
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	446,800
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86	245,100	289,500	325,400	346,300			
	87	245,500	289,700	325,600	346,600			
	88	245,900	289,900	326,000	346,900			
再雇用職員 以外の職員	89	246,400	290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			

104	294, 200	331, 000	352, 800
105	294, 500	331, 200	353, 300
106	294, 800	331, 400	353, 800
107	295, 100	331, 800	354, 300
108	295, 400	332, 000	354, 800
109	295, 700	332, 200	355, 300
110		332, 600	355, 800
111		333, 000	356, 300
112		333, 400	356, 800
113		333, 600	357, 300
114		333, 800	357, 800
115		334, 000	358, 300
116		334, 200	358, 800
117		334, 400	359, 300
118		334, 600	359, 800
119		334, 800	360, 300
120		335, 000	360, 800
121		335, 200	361, 300
122		335, 400	361, 800
123		335, 600	362, 300
124		335, 800	362, 800
125		336, 000	363, 300
126		336, 200	363, 800
127		336, 400	
128		336, 600	
129		336, 800	
130		337, 000	
131		337, 200	
132		337, 400	
133		337, 600	
134		337, 800	
135		338, 000	
136		338, 200	
137		338, 400	
138		338, 600	
139		338, 800	
140		339, 000	
141		339, 200	
142		339, 400	
143		339, 600	
144		339, 800	
145		340, 000	
146		340, 200	
147		340, 400	
148		340, 600	
149		340, 800	
150		341, 000	
151		341, 200	
152		341, 400	
153		341, 600	
154		341, 800	
155		342, 000	
156		342, 200	
157		342, 400	

	158			342,600					
	159			342,800					
	160			343,000					
	161			343,200					
	162			343,400					
	163			343,600					
	164			343,800					
	165			344,000					
	166			344,200					
	167			344,400					
	168			344,600					
	169			344,800					
	170			345,000					
	171			345,200					
	172			345,400					
	173			345,600					
	174			345,800					
	175			346,000					
	176			346,200					
	177			346,400					
	178			346,600					
再雇用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士及びその他の技師に適用する。

別表第3（第2条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	333,500	379,400	444,600
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	335,700	382,100	447,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	337,900	384,800	449,700
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	340,100	387,500	452,300
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	342,300	389,700	454,700
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,900	344,500	392,100	457,200
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,800	346,700	394,500	459,700
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,700	348,900	396,800	462,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	302,700	350,600	398,900	464,600
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	304,600	352,600	401,000	467,000
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	306,500	354,600	403,200	469,600
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	308,400	356,600	405,600	472,000
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	310,100	358,800	407,600	474,500
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	311,900	360,900	409,700	476,000
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	313,700	363,000	411,900	477,300
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	315,500	365,100	414,100	478,600
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	317,400	367,100	416,200	479,800
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	319,100	369,200	418,400	481,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	320,800	371,300	420,600	482,400
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	322,500	373,400	422,800	483,700
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	324,100	375,200	424,700	484,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	325,700	377,300	426,600	486,300
	23	207,500	233,100	266,800	288,500	327,300	379,400	428,500	487,700
	24	209,600	234,700	267,600	290,000	328,900	381,500	430,400	488,900
	25	211,200	236,000	268,600	291,400	330,600	383,500	432,100	490,300
	26	212,500	237,700	269,400	293,200	332,100	385,200	433,700	491,600
	27	213,700	239,400	270,300	295,000	333,600	387,100	435,400	493,000
	28	215,000	241,100	271,300	296,800	335,200	389,000	437,000	494,400
	29	216,200	242,700	272,500	298,400	336,600	390,900	438,300	495,800
	30	217,300	244,100	273,700	300,100	338,100	392,700	439,700	496,900
	31	218,600	245,400	275,200	301,800	339,600	394,600	441,300	498,000
	32	219,700	246,500	276,500	303,500	341,100	396,500	442,800	499,100
	33	221,000	247,500	278,000	305,000	342,800	398,200	444,500	500,200
	34	222,300	248,600	279,400	306,600	344,400	399,900	446,100	501,100
	35	223,600	249,500	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600	502,000
	36	224,900	250,500	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200	502,900
	37	226,000	251,200	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600	
	38	227,400	252,200	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000	
	39	228,700	253,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500	
	40	230,100	254,100	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000	
	41	231,000	254,500	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300	
	42	232,400	255,400	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200	
	43	233,700	256,200	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100	
	44	235,100	256,900	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800	
	45	236,300	257,700	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800	
	46	237,700	258,400	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700	
	47	239,000	259,300	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600	
	48	240,300	260,100	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500	
	49	241,200	260,900	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500	

	50	242,300	261,800	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
	51	243,300	262,700	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
	52	244,300	263,700	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
	53	245,000	264,800	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
	54	246,000	266,000	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
	55	246,900	267,300	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
	56	247,800	268,600	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
	57	248,500	270,000	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
	58	249,500	271,500	314,100	340,800	378,100	436,800	
	59	250,100	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
	60	250,900	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
	61	251,700	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
	62	252,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
	63	253,300	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
	64	254,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
	65	254,800	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
	66	255,500	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
	67	256,300	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
	68	257,000	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
	69	257,800	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
	70	258,600	289,500	329,000	354,700	387,400	446,900	
	71	259,500	291,000	330,100	355,800	388,100	447,700	
	72	260,500	292,500	331,000	356,900	388,700	448,500	
	73	261,800	293,700	332,300	357,800	389,400	449,300	
	74	263,100	295,100	333,000	358,900	389,900	450,100	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	450,900	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	451,700	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	452,500	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	453,300	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	454,100	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	454,900	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	455,700	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
再雇用職員 以外の職員	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100		
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700		
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200		
	94	284,800	319,000	353,100	371,400			
	95	285,800	319,700	353,800	371,900			
	96	286,800	320,300	354,400	372,200			
	97	287,700	321,000	354,800	372,800			
	98	288,500	321,300	355,200	373,300			
	99	289,300	322,000	355,700	373,800			
	100	290,200	322,700	356,100	374,300			
	101	291,000	323,100	356,600	374,900			
	102	291,800	323,700	357,000	375,400			
	103	292,600	324,300	357,500	375,900			

104	293,400	324,900	357,900	376,300
105	294,100	325,300	358,200	376,900
106	294,600	325,800	358,700	377,400
107	295,100	326,300	359,200	377,900
108	295,600	326,800	359,500	378,400
109	295,800	327,200	360,000	379,000
110	296,200	327,600	360,500	379,500
111	296,400	327,900	361,000	380,000
112	296,800	328,300	361,500	380,500
113	297,100	328,700	362,000	381,100
114	297,300	329,100	362,500	
115	297,700	329,500	363,000	
116	298,000	329,800	363,400	
117	298,300	330,000	363,800	
118	298,600	330,300	364,300	
119	298,900	330,700	364,800	
120	299,300	330,900	365,300	
121	299,600	331,100	365,700	
122	300,000	331,400	366,200	
123	300,400	331,700	366,700	
124	300,800	332,000	367,200	
125	301,000	332,200	367,600	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,100		
129	302,200	333,200		
130	302,500	333,600		
131	302,900	334,000		
132	303,300	334,200		
133	303,500	334,500		
134	303,800	334,900		
135	304,200	335,300		
136	304,500	335,700		
137	304,700	336,000		
138	305,000	336,400		
139	305,400	336,800		
140	305,700	337,200		
141	305,900	337,500		
142	306,300	337,900		
143	306,700	338,300		
144	307,000	338,700		
145	307,100	339,000		
146	307,400	339,400		
147	307,700	339,800		
148	308,100	340,200		
149	308,300	340,500		
150	308,500	340,900		
151	308,800	341,300		
152	309,100	341,700		
153	309,500	342,000		
154	309,700			
155	309,900			
156	310,200			
157	310,600			

	158	310,900							
	159	311,200							
	160	311,500							
	161	311,900							
	162	312,200							
	163	312,500							
	164	312,800							
	165	313,200							
	166	313,500							
	167	313,800							
	168	314,100							
	169	314,500							
再雇用職員		234,300	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	375,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第4（第2条関係）

事務系給料表（1）

職員の区分	職務の給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,900
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	

再雇用職員
以外の職員

50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,600
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	446,200
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	446,800
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	447,400
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	448,000
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	448,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	449,200
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	449,800
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	450,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	451,000
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	451,600
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	452,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	452,800
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	453,400
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	454,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	454,600
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	455,200
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	455,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	456,400
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	457,000
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,400	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	410,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,200	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,400	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	411,600	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	411,800	
94	248,100	294,900	342,600	381,500		412,000	
95	248,600	295,200	343,100	381,900		412,200	
96	249,100	295,600	343,500	382,300		412,400	
97	249,400	295,800	343,700	382,600		412,600	
98	249,800	296,100	344,100			412,800	
99	250,200	296,500	344,500			413,000	
100	250,600	296,900	344,800			413,200	
101	250,900	297,100	345,100			413,400	
102	251,300	297,400	345,500			413,600	
103	251,700	297,800	345,900			413,800	

	104	252,100	298,100	346,300			414,000		
	105	252,400	298,300	346,800			414,200		
	106	252,700	298,600	347,200			414,400		
	107	253,000	299,000	347,600			414,600		
	108	253,300	299,300	348,000			414,800		
	109	253,600	299,500	348,500			415,000		
	110		299,900	348,900			415,200		
	111		300,300	349,200			415,400		
	112		300,600	349,500			415,600		
	113		300,800	350,000			415,800		
	114		301,000				416,000		
	115		301,300				416,200		
	116		301,700				416,400		
	117		301,900				416,600		
	118		302,100				416,800		
	119		302,400				417,000		
	120		302,700				417,200		
	121		303,100				417,400		
	122		303,300				417,600		
	123		303,600				417,800		
	124		303,900				418,000		
	125		304,200				418,200		
再雇用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第5（第2条関係）

事務系給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	1	136,200	187,400	208,500
	2	137,100	188,700	209,700
	3	138,100	190,100	211,100
	4	139,000	191,300	212,300
	5	140,000	192,300	213,600
	6	141,000	193,800	215,000
	7	142,000	195,200	216,400
	8	143,000	196,500	217,800
	9	143,800	197,900	219,100
	10	144,800	198,900	220,700
	11	145,800	200,200	222,300
	12	146,900	201,200	223,700
	13	147,700	202,400	224,900
	14	148,700	203,500	226,400
	15	149,800	204,600	227,900
	16	150,800	205,700	229,200
	17	151,900	206,600	230,000
	18	153,300	207,700	230,700
	19	154,500	208,700	231,600
	20	155,700	209,700	232,600
	21	156,800	210,600	233,200
	22	158,000	211,700	234,700
	23	159,200	212,800	236,000
	24	160,400	213,700	237,000
	25	161,500	214,600	238,300
	26	163,000	215,500	239,500
	27	164,500	216,200	240,800
	28	166,000	217,100	242,000
	29	167,400	217,900	242,800
	30	168,800	219,100	244,000
	31	170,300	220,100	245,200
	32	171,800	220,900	246,300
	33	173,100	221,500	247,400
	34	174,800	222,500	248,400
	35	176,500	223,600	249,500
	36	178,200	224,700	250,500
	37	179,900	225,200	251,600
	38	181,300	226,300	252,500
	39	183,000	227,400	253,500
	40	184,500	228,400	254,500
	41	185,800	229,200	255,500

	42	187,200	230,200	256,700
	43	188,500	231,200	257,600
	44	189,900	232,100	258,900
	45	191,400	233,000	259,600
	46	192,700	233,900	260,600
	47	194,100	234,700	261,700
	48	195,500	235,400	262,800
	49	196,800	236,300	264,100
	50	197,900	237,300	265,300
	51	199,000	238,300	266,500
	52	200,200	239,300	267,500
	53	201,300	240,300	268,600
	54	202,400	241,300	269,800
	55	203,300	242,000	271,000
	56	204,400	242,800	272,200
	57	205,500	243,800	273,200
	58	206,400	244,800	274,300
	59	207,400	245,800	275,400
	60	208,400	246,800	276,400
	61	209,500	247,800	277,500
	62	210,400	248,700	278,600
	63	211,300	249,600	279,700
	64	212,200	250,500	280,800
	65	212,800	251,500	281,700
	66	213,600	252,300	282,500
	67	214,300	253,100	283,300
再雇用職員	68	215,000	253,800	284,200
以外の職員	69	215,400	254,600	285,100
	70	215,800	255,200	285,900
	71	216,100	255,800	286,700
	72	216,400	256,300	287,400
	73	216,600	256,600	288,200
	74	217,000	257,000	289,000
	75	217,400	257,500	289,800
	76	218,000	258,000	290,600
	77	218,200	258,600	291,200
	78	218,700	259,000	291,800
	79	219,100	259,500	292,300
	80	219,500	260,000	292,700
	81	220,000	260,300	293,100
	82	220,300	260,600	293,600
	83	220,600	260,900	294,100
	84	221,000	261,200	294,600
	85	221,500	261,400	295,000
	86	221,900	261,800	295,600
	87	222,300	262,100	296,200

88	223,000	262,400	296,800
89	223,400	262,600	297,100
90	223,900	262,800	297,600
91	224,400	263,200	298,100
92	224,800	263,400	298,600
93	225,100	263,700	299,000
94	225,500	264,100	299,500
95	225,900	264,500	300,000
96	226,200	264,900	300,500
97	226,500	265,100	300,800
98	226,900	265,400	301,200
99	227,300	265,600	301,700
100	227,700	265,900	302,200
101	228,100	266,200	302,600
102	228,500	266,400	303,000
103	228,900	266,700	303,400
104	229,300	267,000	303,800
105	229,700	267,200	304,100
106	230,200	267,400	304,500
107	230,500	267,700	304,900
108	230,900	267,900	305,300
109	231,100	268,200	305,600
110	231,500	268,500	306,000
111	232,000	268,800	306,400
112	232,400	269,000	306,800
113	232,600	269,200	307,000
114	233,100	269,500	307,400
115	233,600	269,700	307,800
116	234,100	269,900	308,100
117	234,400	270,200	308,400
118	234,800	270,500	308,800
119	235,200	270,800	309,100
120	235,600	271,100	309,400
121	236,000	271,200	309,600
122		271,500	310,000
123		271,800	310,300
124		272,100	310,600
125		272,200	310,800
126		272,500	311,200
127		272,800	311,500
128		273,100	311,800
129		273,200	312,000
130		273,500	312,400
131		273,800	312,800
132		274,100	313,200
133		274,200	313,400

	134		274,500	
	135		274,800	
	136		275,100	
	137		275,200	
再雇用職員		191,700	202,900	225,000

備考 この表は、別に定める職員に適用する。

別表第6（第2条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	187,900	221,500	281,000	299,500
	2	190,400	223,600	284,000	303,600
	3	193,000	225,600	286,800	307,300
	4	195,600	227,700	289,600	311,000
	5	198,300	229,600	292,200	314,800
	6	201,000	231,600	294,700	318,100
	7	203,700	233,700	297,000	321,300
	8	206,500	235,700	299,300	324,500
	9	209,300	237,900	301,600	327,800
	10	212,000	240,300	304,100	331,200
	11	214,900	242,700	306,500	334,000
	12	217,600	245,100	309,000	337,100
	13	220,100	247,100	311,200	339,600
	14	221,700	249,400	313,200	342,400
	15	223,500	251,700	315,200	345,100
	16	225,200	254,000	316,900	347,800
	17	226,900	256,200	319,300	350,700
	18	228,600	259,300	321,500	354,000
	19	230,400	262,400	323,900	357,400
	20	231,900	265,500	326,100	360,800
	21	233,800	268,300	328,100	363,800
	22	235,700	271,300	330,800	366,900
	23	237,700	274,200	333,100	370,000
	24	239,700	277,100	335,900	373,200
	25	241,300	279,700	338,600	376,600
	26	243,200	282,300	341,200	379,300
	27	245,100	284,800	343,800	381,900
	28	247,100	287,400	346,600	384,700
	29	248,800	290,000	349,200	387,400
	30	250,700	292,100	351,800	389,800
	31	252,700	294,100	354,400	392,200
	32	254,700	296,200	357,000	394,600
	33	256,500	298,000	359,600	397,400
	34	258,500	300,100	361,800	399,600
	35	260,400	302,200	364,100	401,900
	36	262,300	304,100	366,400	404,200
	37	263,500	306,100	368,700	406,700
	38	265,000	307,700	370,900	408,900
	39	266,500	309,400	373,200	411,200
	40	268,000	310,900	375,500	413,500
	41	269,500	312,200	377,800	415,400

再雇用職員
以外の職員

42	270,600	314,200	379,900	417,500
43	271,500	315,900	382,000	419,700
44	272,500	318,000	384,100	421,800
45	273,400	320,000	386,000	424,100
46	274,300	322,000	388,000	425,800
47	274,900	324,100	390,000	427,900
48	275,600	326,400	392,000	429,700
49	276,500	328,600	393,600	431,400
50	277,000	331,000	395,400	433,200
51	277,500	333,300	397,200	435,100
52	278,100	335,700	399,000	436,900
53	278,800	338,000	400,200	438,200
54	279,400	340,000	401,800	439,600
55	280,000	342,000	403,500	441,100
56	280,600	344,000	405,200	442,600
57	281,400	345,900	406,700	444,300
58	282,500	347,900	408,400	445,700
59	283,400	349,900	410,100	447,200
60	284,800	351,900	411,700	448,500
61	285,700	353,800	413,100	449,300
62	287,100	355,700	414,700	450,800
63	288,300	357,600	416,300	451,900
64	289,600	359,500	417,900	453,000
65	290,800	361,400	419,300	454,100
66	292,100	363,300	420,300	454,600
67	293,400	365,200	421,300	455,200
68	294,700	367,000	422,300	455,800
69	296,100	368,700	423,300	456,500
70	297,200	370,500	424,300	457,000
71	298,300	372,300	425,400	457,700
72	299,300	374,100	426,400	458,200
73	300,500	375,600	427,100	458,700
74	301,600	377,200	427,900	458,900
75	302,700	378,800	428,900	459,400
76	303,800	380,400	429,900	459,800
77	304,600	382,100	430,900	460,500
78	305,600	383,800	431,900	461,300
79	306,600	385,500	432,900	462,100
80	307,600	387,200	433,900	462,700
81	308,400	388,700	434,600	463,300
82	309,300	390,200	435,500	
83	310,200	391,800	436,400	
84	311,100	393,400	437,200	
85	311,800	394,500	438,100	
86	312,600	395,800	438,900	
87	313,400	397,200	439,700	

88	314,300	398,600	440,600
89	315,200	399,900	441,300
90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		

	134	335,700			
	135	336,200			
	136	336,500			
	137	336,800			
	138	337,200			
	139	337,600			
	140	338,000			
	141	338,500			
再雇用職員		250,300	297,200	315,000	329,000

備考 この表は、教員に適用する。

別表第7（第8条関係）

級別標準職務基準表

1 医療職給料表（1）

- 5級 1 部長
- 4級 1 部長又は副部長
- 2 4級相当の主任医長又は医長
- 3級 1 医長
- 2 3級相当の主任医員
- 2級 1 主任医員
- 2 2級相当の医員
- 1級 1 医員

2 医療職給料表（2）

- 8級 1 局長
- 7級 1 副局長
- 6級 1 次長、技師長又は科長
- 5級 1 副技師長、技師長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 2 4級相当の副主査
- 3級 1 副主査、主任
- 2級 1 2級相当の技師
- 1級 1 技師

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

3 医療職給料表（3）

- 8級 1 看護局長
- 7級 1 副看護局長
- 6級 1 看護局長補佐
- 5級 1 師長
- 4級 1 副師長、主任
- 3級 1 副主任
- 2級 1 保健師、助産師、看護師
- 1級 1 准看護師

4 事務系給料表（1）

- 8級 1 事務局長
- 2 8級相当の専門職・専任職
- 7級 1 事務次長
- 2 7級相当の専門職・専任職
- 6級 1 課長
- 2 6級相当の専門職・専任職
- 5級 1 課長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 3級 1 副主査
- 2級 1 主任
- 1級 1 主事

5 事務系給料表(2)

3級 1 長

2級 2 主任

1級 3 員

6 教育職給料表

4級 1 教務長

3級 1 副教務長

2級 1 主任

1級 1 教員

別表第8（第9条関係）

初任給基準表

1 医療職給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
医師、歯科医師	医大卒	1級1号給	

2 医療職給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
薬剤師	大学6卒	2級21号給	
	大学卒	2級5号給	
管理栄養士	大学卒	2級5号給	
栄養士	短大2卒	1級13号給	
診療放射線技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床検査技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
理学療法士、作業療法士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床工学技士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
視能訓練士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
言語聴覚士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
社会福祉士	大学卒	2級5号給	
精神保健福祉士	大学卒	2級5号給	
臨床心理士	大学卒	2級5号給	
歯科衛生士	短大3卒	1級21号給	
	短大2卒	1級13号給	
歯科技工士	短大2卒	1級13号給	

3 医療職給料表（3）

職種	学歴免許	初任給	備考
保健師、助産師、看護師	大学卒	2級15号給	
	短大3卒	2級11号給	
	短大2卒	2級7号給	
准看護師	高校卒	1級9号給	
	中学卒	1級5号給	
備考 准看護師に3年以上従事し保健師、助産師又は看護師となった正規職員、任期付職員の初任給欄の号給は「大学卒」は2級19号給、「短大卒」は2級17号給とする。			

4 事務系給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	大学卒	1級29号給	
	高校卒	1級9号給	

5 事務系給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	高校卒	1級17号給	
	中卒	1級5号給	

6 教育職給料表

職種	学歴免許	初任給	備考
教員	大学卒	1級17号給	
	短大3卒	1級13号給	
	短大2卒	1級5号給	

別表第9（第10条関係）

管理職手当表

1 医療職給料表（2）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	局長	72,600円
7級	副局長	52,600円
6級	次長、技師長又は科長	49,900円
5級	副技師長、技師長補佐、他5級の職	35,300円

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

2 医療職給料表（3）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	看護局長	66,300円
7級	副看護局長	47,400円
6級	看護局長補佐	39,500円
5級	師長	35,800円
4級	副師長	32,200円

3 事務系給料表（1）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	事務局長、他8級の職	73,500円
7級	事務次長、他7級の職	53,100円
6級	課長、他6級の職（専任主幹を除く）	41,600円
5級	課長補佐、他5級の職（専任副主幹を除く）	35,700円

4 教育職給料表

職務の級	職	管理職手当の額
4級	教務長	44,200円
3級	副教務長	42,700円

別表第10（第14条関係）

特殊勤務手当表

種類	支給対象職員	単位	手当の額	備考
夜間診療業務手当	医師として夜間診療業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	10,000円	
診療支援手当	医師又は歯科医師として地域医療支援センターから派遣され医療に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	500,000円 以内	
第1特殊勤務手当	日勤助産師、日勤看護師、日勤准看護師、放射線取扱主任、電気主任技術者、介護福祉士又は介護員としてそれらの業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	4,000円	
第2特殊勤務手当	看護師、准看護師、陽子線放射断層撮影に使用する薬品の合成及び試験に関する業務に従事する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床工学技士としてそれらの業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	8,000円	
第3特殊勤務手当	助産師として助産業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	12,000円	
第4特殊勤務手当	教員として附属看護専門学校の教員業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	12,000円	
第5特殊勤務手当	特定行為に係る看護師の研修制度において特定行為研修を修了し、特定行為に係る業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	18,000円	指導的立場にあり、看護局長の推薦を受けた正規職員、任期付職員及び再雇用職員
			28,000円	
第6特殊勤務手当	NP教育大学院協議会が認めるNP教育課程を修了しNP資格認定試験に合格した診療看護師で、特定行為に係る業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	60,000円	
PET画像診断センター看護業務手当	看護師又は准看護師としてPET画像診断センターにおいて看護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	日額	100円	
夜間看護業務手当	助産師、看護師、准看護師又は看護補助員として夜間看護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	2,100円	長時間日勤・有資格者
			4,000円	準夜勤・有資格者
			1,900円	準夜勤・無資格者
			4,500円	深夜勤・有資格者
			6,400円	短時間夜勤・有資格者
			8,500円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
解剖業務手当	正規職員、任期付職員及び再雇用職員が病理解剖補助員として解剖業務に従事した場合	1件	1,200円	
			1,700円	午後10時から翌日の午前5時までの間
夜間技師業務手当	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等として夜間業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	3,200円	準夜勤
			3,700円	深夜勤
			6,900円	夜勤
夜間介護業務手当	介護福祉士又は介護員として夜間介護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	6,900円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
災害医療派遣手当	被災地に医療支援のため派遣された正規職員、任期付職員及び再雇用職員	日額	50,000円	医師
			30,000円	技師、看護師
			20,000円	その他

別表第11（第19条関係）

宿日直手当額表

種別	金額	備考
宿日直手当	5,000円	午後5時15分から翌日8時30分まで
日直手当	4,200円	午前8時30分より午後5時15分まで
半日直手当	2,100円	午前8時30分より午後0時15分まで 又は午後1時30分より午後5時15分まで

宿日直手当額については給料14万円未満の額として、給料3万円を増すごとに300円（半日直については150円）を増額する。